

今治市野間馬ハイランドに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：総合政策部交流振興局観光課

今治市野間馬ハイランドの指定管理者の予定者となる団体（以下、「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市野間甲 8 番地
- (2) 施設の設置目的 野間馬の保存育成及び活用を図ること

2 申請概要

- (1) 申請受付期間 令和 6 年 9 月 20 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）
- (2) 申請者

団 体 名	代表者役職氏名	住 所
野間馬保存会	会長 小澤 剛	今治市阿方246番地 1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市野間馬ハイランド指定管理者選定審議会において、申請者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウェイト

審査項目及び審査基準	配点ウェイト
【Ⅰ】 平等利用の確保 ・ 利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用発揮 ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組 ・ 野間馬の保存育成及び活用への取組 ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性	45点
【Ⅲ】 経費（指定管理料） ・ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 実現の可能性	25点
【Ⅳ】 人的能力及び物的能力 ・ 人的能力（責任体制） ・ 人的能力（執行体制） ・ 人的能力（研修） ・ 物的能力 ・ 申請者の安定性・信頼性 ・ 実現の可能性	40点
【Ⅴ】 地域への貢献 ・ 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 障がい者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等への取組 ・ 実現の可能性	15点
【Ⅵ】 申請者の実績 ・ モニタリング結果	8点
【Ⅶ】 全般 ・ 申請者の取組姿勢	10点
合計点数	143点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、野間馬保存会を指定予定者として選定した。

団体名	野間馬保存会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	37.0点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	32.8点
審査基準Ⅴ	6.8点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	8.8点
合 計	115.4点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、野間馬の保存育成及び活用へのこれまでの取り組みや、常に美化意識を持った施設の維持管理への取り組みが評価された。

○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（340,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。
（指定管理料基準額（5年間）：340,000千円）

○審査基準Ⅳについては、研修等による職員の資質向上に対する取り組みが評価された。

○審査基準Ⅴについては、障がい者の雇用や子育て支援への取り組みに対して低評価となったが、地元団体との良好な関係の構築や、市内学生の職場体験の受け入れなどでの地域貢献について評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。

○審査基準Ⅶについては、野間馬の保存育成とハイランドの施設管理に長年取り組んできた野間馬保存会の実績と今後の運営に対する熱意が評価された。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、野間馬保存会を指定予定者として選定した。

また、野間馬保存会に対して、業務実施にあたっては、「SNS等を活用した積極的な情報発信」と、「出張乗馬の再開へ向けた取り組みの強化」を要望する意見が出たことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値